平成３０年度 灘海園事業計画

【選ばれる施設づくり】

◎　施設運営の基本的な考え方

○　高齢者が、その心身の状況に応じて、自ら選択して適切な在宅サービスや施設サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた家庭や地域又は身近な施設で生活できるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。

○　高齢者福祉の向上に更に貢献できるよう、いわゆる在宅福祉三本柱（短期入所、通所介護、訪問介護）の充実に向けた取組を進める。

○　「地域包括ケアシステムの構築」に向けては、岩国圏域の中で、市町や関係機関・団体等との連携を強化し、施設サービス及び在宅サービスの質の向上に努め、高齢者サービスの拠点としての役割を果たしていくとともに、今後も在宅での安心・安全な生活の支援に努める。

≪施設サービス≫

○　ユニット型特養として入居者本位で質の高いサービス提供を行い、入居者一人ひとりのニーズに応じた安心・安全で快適な生活を提供できるよう支援していく。

○　多様化していく入居者ニーズに適切に対応していくために、職員の育成・資質の向上を図り、これまでの取組と研修等で学んだ先進的取組を参考にした実践化を進め、施設全体のサービスの質の確保や標準化に努める。

≪在宅サービス≫

○　「地域包括ケアシステム構築」の一翼を担うため、居宅介護支援事業所が核となり、在宅サービス事業所との連携を一層密にし、住み慣れた地域の中で、できる限り自立した生活が継続できるように総合的なサービスの提供に努める。

○　地域密着型通所介護については、運営推進会議等の意見も聞きながら、地域との結びつきを深め、地域ニーズの把握及び対応に努める。

○　通所介護及び訪問介護については、在宅での安全・安心な生活が継続できるよう引き続き支援に努めるとともに、サービスの質の向上を図り、地域から信頼と安心を得られるよう努める。

○　通所介護は利用定員の検討・結果をまとめる。また、訪問介護は、報酬改定等の動向を踏まえ、基準緩和サービスの実施も視野に入れながら、引き続き検討を行う。

○　小規模多機能事業所等の創設に向けては、国・県及び岩国市の動向を注視しながら、次期中期経営計画に向けて、検討結果の取りまとめを行う。

◎サービス提供の基本方針

１ 入居者本位のサービス提供

⑴ 入居者を尊重する姿勢

ア　基本姿勢

サービスの提供に当たっては、常に入居者の立場に立って、入居者の意思や自己決定を尊重し、入居者との信頼関係を深める。入居者と職員が、日常生活の自立に向けた支援や活動を行うとともに、家族や関係者等に対し、常に誠意をもって心地良い接遇に努める。

イ　基本的人権への配慮

入居者一人ひとりの個別性（心身の状況、年齢、趣味、生活歴等）を十分理解し、基本的人権を尊重してサービスを提供するとともに、特に入浴や排泄においてはプライバシー保護に努める。また、 入居者の要望に沿って、可能な限り同性介護を考慮する。

ウ　身体拘束廃止・虐待防止の取組

「身体拘束ゼロ」の取組の継続とともに、生命の保護や安全上、緊急やむを得ないと判断される場合は、本人や家族等の了解のもとで、最小限にとどめることとし、廃止に向けた取組を継続する。

「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」、当事業団「職員行動規範」や虐待防止研修会の資料を活用して職場内研修を開催し、職員の虐待防止に対する意識の向上や個人の尊厳等の周知徹底を図るとともに、不適切なケアの改善のため、職員相互が情報を共有しやすい、風通しの良い職場づくりに努める。

また、昨年度改正した「虐待防止マニュアル」の職員への周知と遵守の徹底に努める。

エ　地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用

施設入居後も安心した生活が送れるよう、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」について、啓発するとともに、必要に応じて相談や調整等を行う。

⑵ 入居者満足度の向上

これまで取り組んできた「入居者満足度調査」を継続実施し、全体の結果や各ユニット単位での結果をユニット別にフィードバックし、入居者の意見や要望を踏まえて、サービスの改善に努める。

また、入居者懇談会や家族会の場でも公表する。

比較的評価の低い項目に関する内容は、資料に取りまとめ、随時、各種会議や委員会の場で提示し、サービス改善につなげていく。

⑶ 入居者等が意見を述べやすい体制の確保

ア　入居者・家族からの意見・要望への対応

入居者懇談会、家族会やれんげの会（ボランティア等）による「苦情相談報告会」等の機会を活用することはもとより、日常のサービス提供時においても話しやすい関係性の構築に努め、入居者や家族から意見・要望を積極的に聞き取るよう努める。

また、入居者等からの意見や要望については、その内容を関係職員が共有し、所要の改善を図るなど迅速に対応するとともに、対応結果を入居者・家族にフィードバックして理解を得るよう努める。

イ　苦情解決の取組

入居者や家族、地域住民等からの苦情や要望に対し、当事業団の「福祉サービスに

関する苦情解決取扱規程」に基づき、提供するサービスが常に適切なものになるよう努める。

苦情対応は、適切かつ迅速に行い、苦情受付から解決・改善までの経過や結果を記録し、今後の施設サービス向上につなげていく。

２ サービスの質の確保・向上

⑴ サービスの質の充実

ア　個別性に配慮した支援

その人らしい生活や自立性が高まるよう入居者本位の生活を考慮しつつ、サービスの自己選択が可能な個別ケアの提供に努める。入居者一人ひとりのニーズや能力に配慮したアセスメントを行い、個別性や希望に沿ったケアプラン及び「２４時間シート」(※)を活用し、安心・安全で快適な生活の提供及び充実に努める。

イ　健康管理

入居者一人ひとりの個性を大切にし、身体状況や健康管理、感染症予防など、生活に寄り添う個別的看護ケアに心掛け、疾病への早期対応や協力病院・嘱託医師と連携の下、安心した生活が過ごせるように支援していく。

ウ　食事サービス

入居者の身体状況や栄養管理、嗜好等を考慮しながら、栄養ケアマネジメントを行い、入居者一人ひとりに応じた食事を提供するとともに、地産・地消の実践や旬の食材の使用などによって、安心安全で季節感のある食事の提供に努める。

また、食事は「楽しみ」でもあることから、ユニット炊飯やユニット調理を進めるとともに、「カフェなだみ」についても引き続き継続していく。

エ　機能訓練

理学療法士の協力の下、入居者及び利用者の身体機能を把握し、リハビリ実施計画書を基に集団又は個別リハビリを行い、残存機能の維持に努める。

オ　看取り介護（ターミナルケア）

「慣れ親しんだ灘海園で最期を迎えたい」という入居者や家族の思いを尊重し、その意向に沿って人生の最期を“その人らしく”迎えられるよう、家族やスタッフ、協力病院、嘱託医師等と連携しながら、きめ細やかな心のこもったケアに努める。

そのため、「看取り介護の指針」及び「対応マニュアル」を職員に周知するとともに、家族及び職員に対するグリーフケア（※※）にも取り組んでいく。

カ　生活環境の向上

個室化により、入居者一人ひとりに“自分の居場所”が確保されたことを踏まえ、入居者本人や家族と相談し、馴染みの家具を持ち込むなど、自分の住まいと思える環境の整備に努める。

キ　新たなプログラムの研究・導入

入居者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズにも対応するため、既存の様々なサービスプログラム（ケアや支援方法等）の改善に努め、研修等で学んだことの実践化や全国的な研究・実践の動向も踏まえ、新たなプログラムの研究や導入に努める。

⑵ サービスの評価

ア　自己評価の実施

サービスの質が向上するよう、年１回、サービスの自己評価を実施し、自らが提供しているサービスについて全職域で振り返り、必要な改善に努める。

イ　第三者評価の取組

国が定める「福祉サービスに関する第三者評価事業に関する指針」に基づき、今年度、第三者評価を受審する。

また、評価結果については、第三者評価機関である「山口県社会福祉協議会」のホームページで公表されることから、自施設の評価結果と併せ、他施設の状況を参考としながら、サービスの改善につなげていく。

⑶ サービスの適切な実施のための取組

ア　各種業務マニュアルの充実

入居者のサービス向上や職員研修の場面で各業務マニュアルを活用し、関連制度の改正や組織体制の変更、入居者の状況変化等に応じ、委員会やユニット会議等で集約した多くの意見を踏まえてマニュアルを見直し、内容の充実を図る。

イ　サービス実施計画の策定・実施

多職種が連携、協働して的確なアセスメントを行い、入居者一人ひとりの個別性や過去の生活習慣に応じたケアプランを策定し、適切にサービスを提供していく。

また、PDCA サイクルを活用し、計画の継続的な改善と実施を図る。

ウ　サービス関連情報の共有化

ケアプランや個別支援計画、サービス提供記録等については、支援ソフト（絆）を活用して作成し、関係職員による情報の共有が図れるようユニット会議等で徹底することにより、サービスの均質化や質の向上を図る。

３　利用者の安全確保とリスク対策

⑴ 利用者の安全確保

ア　事故、感染症等に係るリスクマネジメントの推進

入居者の安全を確保する上で、事故や感染症等は最大限の注意を払って回避すべきものであり、リスクマネジメントの観点に立って、各種マニュアルに基づき適切な対応を図ることとする。

介護事故等の防止に向けては、引き続き、サービス提供の各場面における事例について、ＳＨＥＬＬモデルを活用した要因分析を行い、リスク軽減の措置を講じるなど、きめ細かな対応を図る。

また、感染症については、常にその発生動向等に関する情報収集に努め、必要な予防対策を実施するとともに、感染症の発生時においては、関係行政機関の指導や嘱託医師の指示等を踏まえ、適切な蔓延防止対策を実施する。

イ　食品の安全確保、衛生管理の徹底

食品の安全に関する情報収集を行い、発注業者にも安全性や賞味期限の確認を要請する。食品や調理場、食事を提供する場所の衛生管理に努め、ノロウイルス等感染症予防に努める。

また、食材、厨房、居室等や調理従事者の衛生管理を徹底することにより、食中毒や感染症の予防を図る。

ウ　施設・設備の点検及び修繕等の実施

建物や設備等の日常点検を行い、異常や不調を発見した場合は、入居者の安全の確保を図るため、速やかに修繕等を行う。

⑵ 危機管理

ア　災害（火災、台風、地震等）等に係る対策の充実

３階建ての施設構造を踏まえた消防•防災訓練や災害種別に応じた避難訓練の充実、災害時における適切な対応に向けて意識の高揚を図る。

また、事業継続計画（BCP）等の定着をはじめ、非常災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく取組により、迅速かつ的確な対応を図る。

イ　不審者対応の徹底

「不審者対応マニュアル」に基づき実施する訓練の充実を図り、不審者情報を察知した場合には、職員間で情報を共有し、入居者の安全確保を第一に、警察等と連携して的確な対応を図る。また、一般者の出入りを正面玄関一つにし、職員玄関等の入口の暗証番号を定期的に変更するなど安全対策を図っていく。

【地域とともに歩む施設づくり】

1　地域福祉の拠点としての役割の発揮

⑴　関係機関・団体等とのネットワークづくり

地域包括支援センターや圏域の社会福祉施設、各種関係機関等の研修や会議等に出席し、意見交換・情報交換等を通じて、地域の福祉ニーズの把握や緊密な連携による質の高いサービスに努める。

また、「岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」等の関係機関・団体と協働して地域福祉の課題や地域ニーズに応えられるよう努める。

⑵　ニーズの変化に対応した在宅サービスの拡充

居宅介護支援事業所が核となり、在宅サービス事業所との連携を一層密にし、住み慣れた地域の中で、できる限り自立した生活が継続できるよう支援に努めるとともに、サービスの質の充実を図り、地域からの信頼と安心を得られるように努める。

小規模多機能事業所等の創設に向けては、国・県及び岩国市の動向等を注視しながら、次期中期経営計画に向けて検討結果の取りまとめを行う。

⑶　セーフティネット機能の発揮

高齢者緊急・困難ケース、障害者虐待ケースについて、ショートステイ等により可能な限り受け入れるなど、関係機関や関係施設等との連携の下、地域におけるセーフティネット機能を積極的に発揮していく。

また、今後も生計困難者等に対する利用者負担軽減制度に取り組む。

⑷　地域貢献活動の積極的展開

社会福祉法人としての公益性を一層発揮するため、施設が有する人的・物的機能を活用し、施設自ら又は地域の団体等と連携して、様々な地域貢献活動を積極的に展開していくこととする。

特に、地域における公益的な取組として、くらし自立応援センターいわくにと協力・連携し、今日的な課題である「生活困窮者の自立」に向けて、「福祉的就労」の場を提供するなどの支援に取り組み、社会福祉法人の責務としての公益的な取組の推進に努めるとともに、「岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」の一員として、法人間で協働して地域福祉の課題や地域ニーズに応える取組を進めていく。

その他、幼児・小学生・中学生・高校生の福祉教育、職場体験学習の場として貢献できるよう、引き続き、積極的に施設機能を提供していく。

⑸　災害時要配慮者に対する支援

非常災害時に災害時要配慮者の避難所（福祉避難所）として岩国市と協定書を締結しており、市から要請があった際は、可能な限り受け入れ、支援していく。

なお、災害時要配慮者となる対象者についての情報を、岩国市と連携しながら、対応について調整していく。

２ 地域交流・施設開放の推進

⑴ 地域との相互交流機会の拡大

地域との交流は、入居者の QOL を高める上で、また、地域の人々に施設や入居者に対する理解を深めてもらう上からも極めて有意義である。

このため､地域の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画するとともに、地域の人々に施設の行事やボランティア活動に参加してもらうなど、施設と地域の相互交流の機会を拡大する取組を進める。

⑵ ボランティアの積極的な受入れ

広報誌やホームページを利用したボランティアの募集を継続し、多様なボランティアの受入れを一層推進する。

また、行事実施の際には近隣の学校や施設等に協力依頼を行い、受入れの拡充を図る。

⑶ 施設・設備や専門的機能の開放

施設開放の一環として、地域住民等からの要請に応じ、本来のサービスの提供に支障がない範囲で、地域交流室や会議室、設備・備品等の貸出しを行うとともに、各種実習等の受入れを行っていく。

また、地域にある学校等へ訪問して行う出前講座や公開講座も、依頼があれば継続して行っていく。

⑷ 地域でのボランティア活動の実施

地元自治会や社会福祉協議会、社会福祉施設等の連携の下、地域でのボランティア活動へ積極的に参加する。

※　「24 時間シート」は、利用者の２４時間（1 日）の生活時間を追って、起床から始まる日課の項目に沿って、「どのように生活したいか？」「どこまでのことが自分で出来るか」「どのようにサポートしてほしいか」などを本人や家族に確認しながら、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮していくためのツールとして作成する個別シートである。

※※　グリーフケアは、死に直面した際の家族の深い悲しみや想い、後悔や自責の念などのサポートをしていくものであり、事実を受け入れ、日々状態が変わっていく変化に適応するプロセスを支援するものである。